

平成 30 年度 第 1 回東郷町地域ケア推進会議：議事録

日時	平成 30 年 5 月 18 日 (木) 14 時 00 分～15 時 30 分
場所	東郷町役場 2 階 第 3 会議室
出席者	<p>委員 ※敬称略、順不同</p> <p>岡松猛 歯科医師 (愛豊歯科医師会東郷支部)</p> <p>佐藤裕美 薬剤師 (東郷町薬剤師会)</p> <p>福島美佐子 訪問看護師 (虹色訪問看護ステーション)</p> <p>土山典子 瀬戸保健所 健康支援課</p> <p>水野逸馬 東郷町地域社会福祉協議会</p> <p>土井肇 東郷町地域包括支援センター</p> <p>制野司 有識者 (社会福祉法人 昭徳会)</p> <p>村井良則 有識者 (東名古屋医師会在宅医療介護総合研究センターやまびこ)</p> <p>池田寛 有識者 (豊明東郷医療介護サポートセンターかけはし)</p> <p>近藤正弘 東郷町民生委員児童委員連絡協議会</p> <p>野々山清子 東郷町民生委員児童委員連絡協議会</p> <p>柴田典義 施設サービス関係 (愛厚ホーム東郷苑)</p> <p>近藤修司 居宅サービス関係 (エイジトピア諸輪)</p> <p>松山陽二 居宅介護支援事業所 (もみの木)</p> <p>神脇和美 住民代表 (第 1 号被保険者)</p> <p>海老原由美 住民代表 (第 2 号被保険者)</p> <p>石田由恵 健康部 健康課</p>
欠席者	<p>松浦誠司 医師 (東名古屋東郷町医師会)</p> <p>森本美香 健康部 健康課</p>
傍聴者	なし
事務局	<p>福祉部長</p> <p>長寿介護課長 (進行)</p> <p>長寿介護課職員 4 名</p>
議題	<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 委員長及び委員長職務代理者の選任</p> <p>3 在宅医療・介護連携推進部会の部会長及び部会委員の指名</p> <p>4 報告事項</p> <p>平成 29 年度の状況報告について</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 平成 30 年度の活動内容について</p> <p>(2) 今後の地域ケア推進会議について</p>
配布資料	<p>次第</p> <p>東郷町地域ケア推進会議設置要綱</p> <p>資料 1 平成 29 年度地域ケア推進会議報告</p>

資料 2	基準緩和訪問型サービスAと現行相当訪問型サービスAについて
資料 3	平成 29 年度地域支え合い協議体報告
資料 4	「食」の自立支援事業について
資料 5	平成 29 年度地域介護予防教室実績報告
資料 6	豊明東郷医療介護サポートセンター「かけはし」平成 29 年度業務報告
資料 7	平成 30 年度 主な新規事業
資料 8	やまびこについて
資料 9	「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム
参考	東郷町「一般介護予防事業」のご案内

1 委嘱状交付

2 あいさつ（川瀬町長）

3 委員長及び委員長職務代理者の選任

事務局	「地域ケア推進会議設置要綱第4条第3項及び第4項」の規定により、委員長を選出し、委員長は会議を総括することとなっている。委員長は委員の互選により選出することとなっているが、どなたか意見いただけますか。
委員	制野委員を推薦します。
事務局	委員から制野委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	異議なしということで、制野委員に委員長をお願いしたいと思います。
委員長	あいさつ
事務局	次に、委員長職務代理の選任に移ります。委員長職務代理については、要綱第4条第5項の規定により委員長が指名した委員が職務を代理することとなっていますので、委員長から指名願います。
委員長	水野委員をお願いしたい。
事務局	それでは、水野様に委員長職務代理をお願いしたいと思います。 続いて、要綱第5条第1項の規定により、地域ケア推進会議に「在宅医療・介護連携推進部会」を置くことになっている。また、要綱第5条第2項及び第3項の規定により、委員長が委員に諮り、委員の中から部会長と部会委員を指名することとなっているので、委員長から指名願います。
委員長	松浦委員、岡松委員、佐藤委員、福島委員、土井委員、松山委員、近藤修司委員をお願いします。また、部会長は松浦委員を指名します。
事務局	それでは部会委員は、松浦委員、岡松委員、佐藤委員、福島委員、土井委員、松山委員、近藤修司委員を、部会長は松浦委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	異議がないようですので、松浦委員、岡松委員、佐藤委員、福島委員、土井委員、松山委員、近藤修司委員をお願いします。

4 報告事項

(1) 平成29年度の状況報告について

事務局	資料説明。資料(1)～(5)
委員	資料説明。資料(6)、別紙①～④
委員長	事務局及びかけはし委員から説明を頂いた。ご意見・ご質問はありますか。
事務局	資料(6)別紙①について。東郷町の相談者25名の内訳を教えて欲しい。
委員	全て地域包括支援センターか行政からで、東郷町の住民から直接連絡がきたことはない。

5 議題

(1) 平成30年度の活動内容について

事務局	資料説明。資料(7)
委員	資料説明。資料(8)
委員長	事務局及びやまびこ委員から説明を頂いた。ご意見・ご質問はありますか。
委員	やまびこ日進と長久手では栄養ケアステーションの設置を検討しているとのことだが、かけはしでは同じような検討はされているのか。
委員	流れは別の形になるが、栄養士に訪問栄養指導として動いてもらうためにどのような研修を計画していくかが議題にあがっている。かけはしの事業ではなく、豊明市から藤田保健衛生大学の方に委託事業として話があがっている。
委員	栄養ケアステーションは医療介護総合研究センターの事業として位置づけられて進むと思う。東郷町と豊明市とも連携しながらになると思う。

(2) 今後の地域ケア推進会議について

事務局	資料説明。資料(9)
委員長	ありがとうございます。そもそもこの会議が立ち上がった段階で、この形を作るのが1つの目的だったが、去年は1年間計画策定に時間を要したので、また立ち返るかたちでということになる。地域包括支援センターの委員、何かご意見ありますか。
委員	<p>地域包括ケアについては地域支え協議体や地域ケア推進会議で意見をもらい、包括支援センターの業務を受託しているので、どうかたちで支援できるか協議しているが、要支援1・2や総合事業の事業対象者などの軽度者の支援件数が昨年度3,711件、月平均で310件だった。包括の職員8名中ケアマネ資格のある6名で約3,700件は支援しきれないので、約3割程度を外部の居宅支援事業所に委託している。ただ、年内に廃止する居宅支援事業所があり、ケアマネが不足している。現状で居宅支援事業所もケースをたくさん抱えていてなかなか軽度者の委託までは受けてもらえない状況で町外の事業所にもお願いしているが、もう少しケアマネの人材確保について、行政からも包括からも各事業所の実情を聞いて、専門職の確保を各事業所をお願いしていかなければならない。</p> <p>サービスについては、通所の介護事業所が今年の5月に1か所開所した。町内に事業所は結構あるが認定者も増えてきていて、サービスを調整しなければならぬとケアマネから聞いているので、事業所の参入や事業所の規模や事業を拡大してもらえそうな環境づくりを何かの形で試案していかなければならないと思う。</p> <p>あと、地域支えあい協議体の会議の中で、総合事業や介護保険の予防給付で受けられるサービスはある程度確保ができていて、例えば高齢者の自宅の草取りや家具の移動などの介護保険ではカバーできないサービスの担い手が不足しているという話があがった。東郷町ではシルバー人材センターが多く担い手を担っている。シルバーの会員には30分500円のワンコインサービスの事業として、</p>

	<p>草取りなど30分程度でできる支援を取り組んでもらっている。また、生活支援サポーターを新設、養成して3年目になるが、基準緩和サービスなどの専門職以外の生活支援サポーターを活用したサービスの提供が徐々に広がりつつあると思う。その担い手は60代70代の元気な高齢者であり、国も、高齢者も現役で社会貢献や生活の支援などをしてもらわなければいけないという方向なので、もっと地域の高齢者たちに支えあいの仕組みを作っていかなければいけないと思う。</p>
委員長	<p>まずはケアマネの確保。潜在的にケアマネ資格を持っているけど動いていない人もいると思うのでぜひ情報をください。ほかにいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>報告事項。今年3月から5月にかけての成年後見制度について、昨年度町長申し立て件数が1件に対して、この2か月間で6件ほど報告があり非常に件数が増えている。お金の管理ができない人にはもちろん必要な制度だが、町長申し立てにするケースが非常に多いため、包括の担当にこの現状についてお聞きしたい。</p>
委員	<p>確かに認知症で判断能力が十分ではない人が、自身の金銭管理や介護保険のサービスを利用するために必要な契約が、自分でできないという相談は増えてきている。5市1町の尾張地域で尾張東部成年後見センターを設置しているが、包括から成年後見制度を使ってもらおうということで後見センターに相談するようにしている。その結果、申立人が親族などで出来ないものについては町が町長申し立てをするというケースが増えている。先ほどの報告にもあったが、今年に入って立て続けに相談があった。後見人がついても出来る支援に限りがあり、地域の民生委員などいろんな人に見守ってもらいなんとか生活の維持ができていますが、もう施設に入所してもらわなければならない人もかなりいる。ただ、本人は在宅生活を希望しているので、ある程度の本人の意思を尊重するために何とか在宅で生活をしているが、在宅の場合は地域の支援がないと生活ができない。町内の金融機関や商店などにも、そういう意思を少し持ってきてもらっているのだから、地域の見守りをさらに充実させていかなければいけない。申し立ても今後町が申し立てをする事案は増えてくるのではないかと心配はしている。高齢者支援係が申し立ての窓口になっているので成年後見センターと連携して、親族で申し立てができる人は親族で支援をしてもらえればよいが、そういう人がいない場合は町が申し立て書の手続きを行うので、職員の負担になっていくと考えている。</p>
委員長	<p>今後、増えていくと想定されているということか。</p>
委員	<p>はい。実際、認知症の1人暮らしや夫婦の人もかなりいる。</p>
委員長	<p>すでに今度対象になるだろうという人がいるわけですね。</p>
委員	<p>はい。本人は認知症について自覚がないので、どういう形で自覚してもらい、手続きを進めてもらうかというのも結構労力がかかってくると思う。</p>
委員長	<p>民生委員も回っていて、そういうことを感じられるか。</p>
委員	<p>はい。民生委員で訪問しているが、自分の子どもはあまり当てにできないから、やはり第三者に協力してもらいたいという声は少し聞く。後見人に親族がなると良いが、離れていると日常の面倒を見るのができないので、後見人だと責任が重くなって難しいが、できれば簡単に後見人のようなものが町民レベルで使えるよ</p>

	うな制度になると良いかなと思う。横浜や大阪など、結構こどもがみんな遠くについてなかなか電話では難しいので、後見人とは言わないけど、そのような人が欲しいという要望は出てくるのではないかなと思う。
委員	町長申し立ての場合の費用は、何があるのか。親族で申請する場合と町長申し立てで申請する場合で、町が負担するものが何かあるのか。
委員	基本は本人負担だが、本人がそれだけの経済的負担ができない場合は町が公費で申し立ての費用を負担するということがある。
委員	予測していた件数よりはるかに増えていくと、公費負担が理由で申請することが難しいということがないかということが不安。
委員	予算が足りなくなれば補正することになると思う。後見人は親族が出来ない場合は専門職の社会福祉士や司法書士、弁護士などが後見人に選任されるが、専門職だと報酬が必要になるので、特に経済的な負担ができない人だと、成年後見センターが法人受任として公的に行う。ただ、成年後見センターもケースが50ケース以上あり、後見センター自体が受けることが大変厳しくなっているということで、今は後見センターが市民後見人を養成している。預金の引き出しなど、週1回の見守りくらいで支援できる人は、センターが管理はするが市民後見人に協力してもらおうなど、市民後見人を養成して支援するという養成事業を始めているそうだ。
委員長	ありがとうございました。他にありませんか。 これも課題化してしっかりと議論していかなければいけないと思う。その他ご意見がないようであれば、議題は以上とする。進行を事務局へ戻す。
事務局	次回は、7月26日（木）の午後2時より役場3階政策審議会室で開催したい。 また、第1回在宅医療・介護連携推進部会は、6月7日（木）の午後2時から第1会議室で開催するので、部会委員は出席をお願いします。 本日はありがとうございました。

以上